

(表3) 令和2年度立入検査 指摘事項

1 資格等に関すること	
①水道技術管理者	<p>水道法第19条第2項の規定により、水道技術管理者は、同項各号に掲げる事項に関する事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督することとされているが、下記の適正を欠く事例が確認された。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 水に注入される薬品について、納入時における薬品基準への適合性を水道技術管理者が確認していなかった。(2) 浄水場において私法上の契約により他水道事業者への浄水委託がなされており、水道技術管理者が当該浄水場に関する事項も含めた事務や職員の監督をすべきところ、水道技術管理者が責任の所在を認識していなかった。(3) 水道技術管理者が従事者の健康診断の実施状況を把握していなかった。(4) 一部の給水開始前検査について、水道技術管理者が確認していなかった。 <p>(以上 4事業)</p>
②布設工事監督者	<p>水道施設の工事監督について、工事監督が適正に実施しうよう、布設工事監督者及びその補助者の組織を整備するとともに、監督業務の内容を定め、責任の所在を明確にすることとされているが、下記の適正を欠く事例が確認された。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 請負契約上の監督員と水道の布設工事監督者が同一でなく、責任の所在を明確にしていなかった。 <p>(以上 1事業)</p> <p>布設工事監督者について、工事監督が適正に実施しうよう監督者及びその補助者の組織を整備するとともに、監督業務の内容を定め、責任の所在を明確にすることとされているが、下記の適正を欠く事例が確認された。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 監督業務の内容が定められていなかった。 <p>(以上 1事業)</p>
2 認可等に関すること	
①認可内容との整合性等	<p>水道法第10条第1項の規定により、水道事業者は、水源の種別、取水地点若しくは浄水方法を変更しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けることとされているが、下記の適正を欠く事例が確認された。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 取水地点を追加したにもかかわらず、厚生労働大臣の認可を受けていなかった。(2) 浄水場の薬品接触池について、薬品接触池を整備し、使用する浄水方法の認可を受けているにもかかわらず、薬品接触池を整備しない浄水方法で給水していた。(3) 認可上急速ろ過を行うとされている全ての浄水場で異なった処理をしている、予備水源として保有している水源について、現状定常的に取水し、給水しているといった、認可内容と整合がとれていなかった点があった。(4) 認可上の給水区域と供給規程に定める給水区域の整合性が取れていなかった。(5) 浄水方法の変更認可を受けた後、実際の施設設計等に変更が生じたにもかかわらず、変更認可の申請を行っていなかった。(6) 認可上位置付けられていない取水井について、毎日夜間1時間程度取水を行い、他の認可水源の原水と混合し送水していた。 <p>(以上 6事業)</p>
②各種届出	<p>水道法第13条第1項の規定により、水道事業者は、配水施設以外の水道施設又は配水池を新設し、増設し、又は改造した場合において、その施設を使用して給水を開始しようとする場合には、あらかじめ、厚生労働大臣にその旨を届け出て、かつ、厚生労働省令で定めるところにより、水質検査及び施設検査を行うこととされているが、下記の適正を欠く事例が確認された。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 給水開始前の検査を実施していない工事があった。また、該当する工事を実施したにも関わらず、届出をしていなかった。(2) 対象施設の工事に伴う給水開始前の水質検査及び施設検査は行っていたものの、適切な時期に届出がなされていなかった。 <p>(以上 4事業)</p> <p>水道法第7条第3項、第13条第1項及び第14条第5項の各規定により、水道事業者は、水道事業経営の認可の申請書の記載事項に変更が生じたとき、配水施設以外の水道施設又は配水池を新設し、増設し、又は改造した場合において、その施設を使用して給水を開始しようとするとき、又は、供給規程に定められた事項のうち料金を変更したときは、あらかじめ、厚生労働大臣にその旨を届け出ることとされているが、下記の適正を欠く事例が確認された。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 代表者の変更、取水施設2つの新設工事をはじめ対象となる工事の実施、水道料金変更をそれぞれ行ったにもかかわらず、届け出ていなかった。(2) 代表者が交代した際に、届け出ていなかった。(3) 代表者が交代した際及び所在地が変更になった際に届け出ていなかった。(4) 申請者の住所が変更となった際に、届出を行っていなかった。 <p>(以上 7事業)</p>
③検査の実施	

<p>水道法第13条第1項の規定により、水道事業者は、配水施設以外の水道施設又は配水池を新設し、増設し、又は改造した場合において、その施設を使用して給水を開始しようとする場合には、あらかじめ、厚生労働大臣にその旨を届け出て、かつ、厚生労働省令で定めるところにより、水質検査及び施設検査を行うこととされているが、下記の適正を欠く事例が確認された。</p> <p>(1) 対象施設の工事に伴う給水開始前の検査を行っていなかったケースがあった。</p> <p style="text-align: right;">(以上 1事業)</p>
<p>給水開始前の検査について、配水施設以外の水道施設又は配水池を新設し、増設し、又は改造した場合は、給水開始前検査の実施に際し、水圧試験、水質試験等を含めた検査内容を明記する等、検査に関する規則を整備することとされているが、下記の適正を欠く事例が確認された。</p> <p>(1) 検査に関する規則が整備されていなかった。</p> <p>(2) 配水池及び浄水池における給水開始前の検査に関する規則は一部整備されているものの、その他水道施設における給水開始前の検査に関する規則が整備されていなかった。</p> <p style="text-align: right;">(以上 9事業)</p>
<p>配水池以外の配水施設及び給水装置の新設、増設、改造の場合について、給水開始前検査に準じて必要な検査を行うこととされているが、下記の適正を欠く事例が確認された。</p> <p>(1) 色、濁り、消毒の残留効果の確認をはじめ、給水開始前検査に準じた検査を行っていなかった。</p> <p>(2) 検査を行っていることが証明できる記録が残っていなかった。</p> <p style="text-align: right;">(以上 2事業)</p>

3 水道施設管理に関すること

①施設基準

<p>消毒用次亜塩素酸ナトリウムについて、塩素酸の水質基準及び薬品基準を遵守するため、適切な管理が求められ、保管時において、保管温度及び保管期間に配慮することとされているが、下記の適正を欠く事例が確認された。</p> <p>(1) エアコンによる室温管理はされているものの、通常運用時の水質検査で塩素酸及び臭素酸が基準値の10分の1以上、毎月検出されるにも関わらず、保管期間を1～2ヶ月程度としている等、保管期間に配慮した品質管理となっていなかった。</p> <p>(2) 保管温度に配慮した品質管理となっていなかった。</p> <p style="text-align: right;">(以上 3事業)</p>

②施設の点検

<p>水道法第22条の2及び水道法施行規則第17条の2第1項第2号の規定により、水道事業者は、水道施設を良好な状態に保つため、水道施設の状況を勘案して、適切な時期に、目視その他適切な方法により点検を行うこととされているが、下記の適正を欠く事例が確認された。</p> <p>(1) 点検頻度等を定めず、適切な時期に点検を行っていなかった。また、修繕記録の管理が不十分であった。</p> <p>(2) 点検を行っていない施設があった。</p> <p>(3) 点検項目等を定めずに点検を行い、その結果を記録していなかった。</p> <p>(4) 点検項目が適切に定められていなかった。</p> <p>(5) 点検頻度が定められていなかった。</p> <p>(6) 点検頻度等を定めた点検マニュアルが不十分であった。</p> <p>(7) 点検の頻度を定めておらず、点検の年月日、氏名及び内容等の結果が記録されていなかった。</p> <p style="text-align: right;">(以上 15事業)</p>
<p>施設点検について、定期的に水道施設の検査を行うことによって、事故、異状状態等の早期発見に努め、水道施設の状況を把握した上で、異常が認められた場合には、直ちに詳細な施設検査を実施することとされているが、下記の適正を欠く事例が確認された。</p> <p>(1) 点検項目等を定めずに点検を行い、その結果を記録していなかった。</p> <p>(2) 点検結果を記録していなかった。</p> <p style="text-align: right;">(以上 4事業)</p>

③施設の維持・修繕

<p>施設点検について、定期的に水道施設の検査を行うことによって、事故、異状状態等の早期発見に努め、水道施設の状況を把握しておくこととされているが、下記の適正を欠く事例が確認された。</p> <p>(1) 点検の結果を記録しておらず、また、一部水道施設において定期点検を行っていなかった。</p> <p style="text-align: right;">(以上 1事業)</p>

④管路・施設の耐震化

<p>水道施設の耐震化について、速やかに既存施設の耐震診断等を行い、その耐震性能を把握し、早期に耐震化計画を策定した上で、計画的に耐震化を進めることとされているが、下記の適正を欠く事例が確認された。</p> <p>(1) 基幹管路、重要給水施設管路、破損した場合に重大な被害を生ずるおそれが高い管路及び水道施設の耐震化計画が未策定であった。</p> <p>(2) 耐震適合管について、地盤条件について十分検討することなく判定を行っていた。</p> <p>(3) 重要施設給水管路を整理しておらず、更新計画が未策定であった。</p> <p style="text-align: right;">(以上 7事業)</p>
--

水道施設の更新について、長期的な観点から、給水区域における一般の水の需要に鑑み、計画的な更新に努めることとされており、また、耐震化について、速やかに既存施設の耐震診断等を行い、その耐震性能を把握し、早期に耐震化計画を策定した上で、計画的に耐震化を進めることとされているが、下記の適正を欠く事例が確認された。

(1) アセットマネジメントが更新計画へ反映されていることが明らかでなく、また、配水支管及び破損した場合に重大な被害を生ずるおそれが高い管路の計画が未策定であった。

(以上 1事業)

⑤鉛給水管の更新

鉛製給水管について、鉛製給水管を使用、又は所有している者に対し、早期布設替えの必要性や、開栓初期の水は飲用以外の用途に用いること等の布設替えまでの間の注意事項を定期的に個別に周知することとされているが、下記の適正を欠く事例が確認された。

(1) 個別の周知を定期的に行っていなかった。

(以上 7事業)

鉛製給水管について、布設替計画を策定し、計画的に鉛製給水管の布設替を進めることとされているが、下記の適正を欠く事例が確認された。

(1) 布設替計画が策定されていなかった。

(以上 1事業)

鉛製給水管について、鉛製給水管を使用している住宅を特定できていない場合には、給水台帳等の保有情報を確認することにより、特定に努めることとされているが、下記の適正を欠く事例が確認された。

(1) 宅地部における鉛製給水管の使用件数を把握していなかった。

(以上 1事業)

4 衛生管理に関すること

①健康診断

水道法第21条第1項及び水道法施行規則第16条第1項の規定により、水道事業者は、定期の健康診断の病原体検索を、赤痢菌、腸チフス菌及びパラチフス菌を対象とし、必要に応じてコレラ菌、赤痢アメーバ、サルモネラ等についておおむね6か月ごとに行うこととされているが、下記の適正を欠く事例が確認された。

(1) 健康診断をおおむね6か月ごとを実施していなかった。

(以上 1事業)

②衛生上の措置（汚染防止対策）

水道法第22条及び水道法施行規則第17条第1項第2号の規定により、水道事業者は、取水場、貯水池、導水きよ、浄水場、配水池及びポンプ井には、かぎを掛け、さくを設ける等みだりに人畜が施設に立ち入って水が汚染されるのを防止するのに必要な措置を講じることとされているが、下記の適正を欠く事例が確認された。

(1) 取水施設や浄水場において立入禁止表示の柵が未設置である等、一部汚染防止対策が不十分であった。

(以上 1事業)

5 水質検査に関すること

①水質検査の回数・項目

水道法第20条第1項及び水道法施行規則第15条第1項の規定により、水道事業者は、色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査を1日1回以上行うこととされているが、下記の適正を欠く事例が確認された。

(1) 土日・祝祭日において色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査を行っていなかった。

(以上 1事業)

水道法第31条において準用する同法第20条第1項及び水道法施行規則第52条において準用する同則第15条第1項の規定により、水道用水供給事業者は、定期の水質検査に供する水の採取の場所について、水道用水を水道事業者に供給する場所を原則とし、水道施設の構造等を考慮して、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断することができる場所を選定した上で、1日1回以上色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査を実施することとされているが、下記の適正を欠く事例が確認された。

(1) 水道用水を水道事業者に供給する場所等において1日1回以上色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査を実施していなかった。

(以上 1事業)

水道法第20条第1項及び水道法施行規則第15条第1項第1号の規定により、水道事業者は、同条第1項第3号に定める回数の水質検査を実施することとされているが、下記の適正を欠く事例が確認された。

(1) 六価クロム化合物に係る水質検査について、必要な検査回数を実施していない事例が見受けられた。また、同条に関する規定の適合可否を確認せずに省略をしていた。

(2) 六価クロム及び、一部系統におけるカドミウム及びその化合物をはじめ19項目に係る水質検査について、必要な検査回数を実施していない事例が見受けられた。

(以上 2事業)

水質検査計画について、水道法施行規則第15条第7項各号に掲げる事項を記載して策定することとされているが、下記の適正を欠く事例が確認された。

(1) 六価クロム化合物に係る水質検査について、当該項目の基準値が改正された令和2年4月1日以前に行った検査の結果を含めて、改正後の基準値を踏まえた検査回数を減じることへの条件の適合を確認することなく水質検査計画を策定し、検査回数を減じていた。

(以上 1事業)

水質検査計画については、水質管理において留意すべき事項のうち水質検査計画に係るものをはじめ、必要事項を記載することとされているが、下記の適正を欠く事例が確認された。

(1) 水質検査計画において性状確認等のため実施することとされていた一部系統における硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素をはじめとした検査項目について、実施していなかった。

(以上 1事業)

②採水地点

水道法第20条第1項及び水道法施行規則第15条第1項の規定により、水道事業者は、定期的水質検査に供する水の採取の場所について、給水栓を原則とし、水道施設の構造等を考慮して、配水管の末端等水が停滞しやすい場所を含め、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断することができる場所を選定することとされているが、下記の適正を欠く事例が確認された。

(1) 毎日検査に供する水の採取場所について、配水系統において水が滞留する場所を選定していることが確認できなかった。

(2) 検査に供する水の採取の場所について、配水管の末端等水が停滞しやすい場所であるとの確認ができなかった。

(3) 検査に供する水の採取場所が毎回異なっていた。

(以上 3事業)

③水質検査の委託

水道法第20条第3項及び水道法施行規則第15条第8項第1号の規定により、水道事業者は、水質検査機関に定期又は臨時の水質検査を委託する場合、委託契約書に水質検査の結果の根拠となる書類をはじめ必要事項を含めることとされているが、下記の適正を欠く事例が確認された。

(1) 委託契約書に検査員の氏名を示した資料、検量線のクロマトグラム並びに濃度計算書といった水質検査の結果の根拠となる書類に関する事項が含まれていなかった。

(2) 委託契約書に水質検査の結果の根拠となる書類に関する事項が含まれていなかった。

(以上 6事業)

④妥当性評価ガイドライン

水質検査方法の妥当性評価について、水道水質検査を実施する各検査機関は、日常的な検査を通じて得る結果が、当該水質検査の目的とする濃度レベルに適合していることを判断するための根拠として妥当性評価を行い、適切な水質管理に努めることとされているが、下記の適正を欠く事例が確認された。

(1) 妥当性評価を順次進めているものの、水質基準項目の一部の検査方法について、妥当性評価が終了していなかった。

(以上 1事業)

⑤原水の水質検査

原水の水質検査について、すべての水源の原水に対し、水質が最も悪化していると考えられる時期を含め、少なくとも毎年1回は定期的に全項目検査（総トリハロメタン、クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン、プロモホルム、クロロ酢酸、ジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸、塩素酸、臭素酸、ホルムアルデヒド及び味を除く）を実施することとされているが、下記の適正を欠く事例が確認された。

(1) 水道の原水（水道用水供給事業からの受水）について、検査が不十分であった。

(以上 3事業)

⑥水質検査計画

水道法施行規則第15条第6項及び第7項の規定により、水道事業者は、その他水質検査の実施に際し配慮すべき事項をはじめ、必要事項を記載した水質検査計画を策定することとされているが、下記の適正を欠く事例が確認された。

(1) その他水質検査の実施に際し配慮すべき事項のうち、水質検査結果の評価に関する事項、水質検査計画の見直しに関する事項及び水質検査の精度及び信頼性保障に関する事項が記載されていなかった。

(2) その他水質検査の実施に際し配慮すべき事項のうち、水質検査結果の評価に関する事項が記載されていなかった。

(以上 5事業)

水道法施行規則第15条第6項及び第7項の規定により、水道事業者は、同条第1項の検査を行う項目、採水の場所、検査の回数及びその理由をはじめ、必要事項を記載した水質検査計画を策定することとされているが、下記の適正を欠く事例が確認された。

(1) 同条第1項イの検査を行う項目、採水の場所、検査の回数及びその理由に関する事項が記載されていなかった。

(以上 1事業)

6 水質管理に関すること

①汚染のおそれの程度に応じた予防対策

水道法第4条及び水道施設の技術的基準を定める省令第5条第1項第8号の規定により、水道事業者は、原水に耐塩素性病原生物が混入するおそれがある場合にあっては、これらを除去することができるる過等の設備を設けることとされているが、下記の適正を欠く事例が確認された。

- (1) クリプトスポリジウム等による汚染のおそれの程度がレベル3・4の施設において、必要とされる設備が設置されていなかった。
- (2) 原水に耐塩素性病原生物が混入するおそれがある一部の施設において、紫外線処理設備を整備する等の認可を受けたにもかかわらず、当該設備を設けていなかった。

(以上 3事業)

クリプトスポリジウム等の対策について、レベル1に分類される施設においては、3年に1回、井戸内部の撮影等により、ケーシング及びブストレーナーの状況、堆積物の状況等の点検を行うこととされているが、下記の適正を欠く事例が確認された。

- (1) 3年に1回、井戸内部の撮影等により、ケーシング及びブストレーナーの状況、堆積物の状況等の点検が実施されていなかった。

(以上 1事業)

②汚染のおそれの程度に応じた原水の検査

クリプトスポリジウム等の対策について、クリプトスポリジウム等を除去できる設備が整備されているレベル3の施設の原水の水質検査において、適切な頻度で原水のクリプトスポリジウム等及び指標菌の検査をすることとされているが、下記の適正を欠く事例が確認された。

- (1) 原水のクリプトスポリジウム等の検査を行っていなかった。

(以上 1事業)

クリプトスポリジウム等の対策について、レベル2の施設においては、3ヶ月に1回以上、原水の指標菌の検査を実施することとされているが、下記の適正を欠く事例が確認された。

- (1) レベル2の施設において3ヶ月に1回以上、原水の指標菌の検査を実施していなかった。

(以上 1事業)

③クリプトスポリジウム症等が発生した場合の応急対応

クリプトスポリジウム等の対策について、感染症の発生を迅速に把握するとともに、応急対応が遅滞なく実施されるよう、都道府県、水道事業者、水道用水供給事業者等の関係者の間における連絡マニュアル・連絡網を予め策定しておくこととされているが、下記の適正を欠く事例が確認された。

- (1) 連絡マニュアル・連絡網を予め策定していなかった。

(以上 2事業)

7 危機管理対策に関すること

①危機管理マニュアル

地震対策、水質事故対策、管路事故・給水装置凍結事故対策、渇水対策、新型インフルエンザ対策について、応急復旧体制や応急給水体制も含めて緊急事態への対応体制を確立するとともに、これらについてのマニュアルの策定を行い、関係者への周知徹底、緊急事態対応の訓練等を通じた対応体制の強化を図ることとされているが、下記の適正を欠く事例が確認された。

- (1) 当該マニュアルが未策定又は水道事業に関して不十分であった。
- (2) 新たなマニュアルを策定中であるものの、地域ごとに異なるマニュアルを運用しており情報の共有化が図られていなかった。
- (3) 管路事故対策マニュアルが策定されていなかった。
- (4) 渇水対策マニュアル類が未策定であった。

(以上 7事業)

②緊急時の連絡・対応体制

管路事故・給水装置凍結事故対策について、応急復旧体制や応急給水体制も含めて緊急事態への対応体制を確立するとともに、これらについてのマニュアルの策定を行い、関係者への周知徹底、緊急事態対応の訓練等を通じた対応体制の強化を図ることとされているが、下記の適正を欠く事例が確認された。

- (1) 当該マニュアルが未策定、又は策定されている内容が不十分であり、緊急事態への対応体制が整っていないかった。
- (2) 当該マニュアルについては策定されているものの、関係者への周知徹底、災害時の応援や緊急給水等の各種協定に基づく事項を含めた緊急事態への対応体制に係る記載が不十分であった。

(以上 3事業)

渇水対策について、応急復旧体制や応急給水体制も含めて緊急事態への対応体制を確立するとともに、これらについてのマニュアルの策定を行い、関係者への周知徹底、緊急事態対応の訓練等を通じた対応体制の強化を図ることとされているが、下記の適正を欠く事例が確認された。

- (1) 渇水マニュアルが策定されておらず、緊急事態への対応体制が整っていないかった。

(以上 1事業)

地震等自然災害対策について、緊急時における関係機関等への連絡・対応体制を整備し、平時より直ちに適切な対策が講じられるよう関係者に周知することとされているが、下記の適正を欠く事例が確認された。

- (1) 緊急時における関係機関等との連絡体制を整備しているものの不十分であった。

(以上 1事業)

③給水停止の指揮命令系統

給水の緊急停止時の指揮命令系統について、各種危機管理マニュアル策定においても、給水の緊急停止時の指揮命令系統を明確化することとされているが、下記の適正を欠く事例が確認された。
 (1) 危機管理マニュアルに、給水の緊急停止時の指揮命令系統が明確に定められていなかった。
 (以上 2事業)

④ 応急復旧・応急給水体制

基幹病院等の重要給水施設に係る応急給水体制について、断水発生時においても速やかに対応が図れるよう、応急給水体制の充実を図ることとされているが、下記の適正を欠く事例が確認された。
 (1) 医療機関等の関係機関との連携体制が構築されていなかった。
 (2) 関係機関との応急給水体制が構築されていなかった。
 (以上 2事業)

⑤ 施設内への来訪者管理

施設内への来訪者等の管理について、来訪者、施設出入業者の管理の徹底を図ることとされているが、下記の適正を欠く事例が確認された。
 (1) 浄水場の来訪者等の管理がなされていなかった。
 (2) 休祭日の夜間以外で浄水場の来訪者等の入場記録簿が整備されておらず、来訪者等の管理がなされていなかった。
 (以上 2事業)

⑥ 情報セキュリティ対策

情報セキュリティ対策について、水道分野における情報セキュリティ対策ガイドラインを参考にして、各水道事業者の状況に応じて適切な対策を実施することとされているが、下記の適正を欠く事例が確認された。
 (1) 具体的に体系化されたマニュアルが策定されていなかった。
 (以上 3事業)

⑦ 汚染源の把握

水源の監視について、水道水源が汚染されるおそれのある水道事業者等は、水源の監視を強化し、また必要に応じて水道原水による魚類の飼育、自動水質監視機器の導入を考慮するなど、毒劇物等による汚染の早期発見に努めることとされているが、下記の適正を欠く事例が確認された。
 (1) 水源が汚染されるおそれがあるにもかかわらず、水源の監視強化等の対策が行われていなかった。
 (2) 前回の立入検査の際と同様、監視が不十分であった。
 (以上 2事業)

水道水源の汚染源の把握について、平常より水源付近及びその後背地域について汚染源及び汚染源となるおそれのある工場、事業場等の有無の把握に努めることとされているが、下記の適正を欠く事例が確認された。
 (1) 水源付近等の汚染源について把握に努めていない。
 (以上 1事業)

水源の監視について、水源の汚染等を発見したときに、直ちに適切な対策が講ぜられるよう、平常より関係者の体制整備に努めることとされているが、下記の適正を欠く事例が確認された。
 (1) 事故時の対応として各水系ごとの関係水道事業者等及び関係行政機関との相互通報連絡体制が整備されていなかった。
 (以上 1事業)

⑧ 水安全計画

水安全計画について、水道システムに関する危害評価を行った上で、自らの水安全計画の策定又はこれに準じた危害管理の徹底により、良質で安全な水道水の供給確保について取り組むこととされているが、下記の適正を欠く事例が確認された。
 (1) 水安全計画策定ガイドラインに沿った計画が策定されていなかった。
 (以上 3事業)

8 資産管理に関すること

① 水道施設台帳の作成・保管

水道施設台帳等の整備について、平常時はもとより、緊急時においても、施設の情報把握が求められるため、水道施設の完工図その他の記録について、必要な情報が明示されたものを整備し、新設、改良、増設、撤去等の場合には、その都度、速やかに修正するなど、常に最新の記録を整備することとされているが、下記の適正を欠く事例が確認された。
 (1) 水道施設台帳の整備が不十分であった。
 (2) 管路の台帳は作成されているものの、管路以外の台帳が作成されていなかった。
 (以上 3事業)

② その他経営関係

水道事業ビジョンについて、50年後、100年後の将来を見据え、水道事業者等が自らの水道事業ビジョンを作成し、その内容の実現に向けた取組を推進することとされているが、下記の適正を欠く事例が確認された。
 (1) 水道事業ビジョンが作成されていなかった。
 (以上 1事業)

9 住民対応に関すること

① 住民への情報提供と住民参加

水道法第24条の2及び水道法施行規則第17条の5の規定により、水道の需要者に対して情報提供することとされているが、下記の適正を欠く事例が確認された。

- (1) 給水装置及び貯水槽水道の管理等に関する事項を含む必要事項を毎年1回以上定期的に情報提供がなされていなかった。
- (2) 水質検査計画に関する事項について、事業年度の開始後の4月に情報を提供していた。
- (3) 給水装置及び貯水槽水道の管理等に関する事項について、定期的に情報提供していなかった。
- (4) 水道事業の実施体制に関する事項等について、一部事項において定期的に情報提供していなかった。
- (5) 定期の水質検査の結果その他水道により供給される水の安全に関する事項、水道事業の実施体制に関する事項、水道施設の整備に要する費用に関する事項及び水道施設の耐震性能、耐震性の向上に関する取組等の状況に関する事項をはじめとする必要な事項を定期的に情報提供していなかった。
- (6) 災害等における危機管理について、情報を提供していなかった。

(以上 8事業)

水道事業者による情報提供について、水道の需要者が水道事業に関する情報を容易に入手することができるような方法で情報提供を行うこととされているが、下記の適正を欠く事例が確認された。

- (1) 一部の事項がホームページや広報誌のみであるなど情報提供の入手方法が限られている。
- (2) 一部の事項が窓口のみでの情報提供である。
- (3) 貯水槽水道の管理に関する事項が給水条例のみでの情報提供である。
- (4) 水道水の安全性及び耐震性能や耐震化に対する取組に関する情報が毎年1回定期的に提供していることが確認できなかった。

(以上 4事業)